

北海道マスターガイド認定要領の改正について

1 改正の内容

マスターガイド認定の審査について、現行の審査委員会による審査から、道による審査へと改正する。

2 改正の経緯及び理由

- マスターガイド制度については、技能、経験及び知識に優れ、後進の指導・育成や地域社会に貢献している方で、かつ、当該分野のガイド等から高い信頼や評価が得られている方をマスターガイドとして認定することとし、平成27年4月1日より運用を開始。
- マスターガイドの認定審査は、「北海道マスターガイド認定要領（以下「要領」という。）」に基づき、「北海道マスターガイド認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を実施する規程としており、これまでは、事務局において事前審査を行い、その結果を審査委員会に諮る取扱としていたところ。
- これまでの認定審査の経緯を踏まえ、次の理由により、認定審査の実施を審査委員会から道へ変更する。
 - ① マスターガイド認定審査については、審査基準が明確になっており、審査委員の判断をあおぐ場面が少ないことから、道において審査を行うことが可能。
 - ② 審査委員会の開催時期が各年度によって異なることから、認定の時期及び認定期間に統一性がないことが手続き上の課題となっており、実施方法の変更により対処が可能。

3 北海道マスターガイド認定要領の改正案

- (1) 北海道マスターガイド認定要領改正案
資料 2
- (2) 北海道マスターガイド認定要領改正案 新旧対照表
資料 3
- (3) 認定事務の流れ【参考】
資料 4